

新型コロナウイルス感染症に対応した 別府市運動・スポーツガイドライン (令和2年12月11日時点)

令和2年12月11日改定
令和2年5月25日策定
別府市教育委員会

はじめに

別府市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民の皆さんが安全に安心して運動・スポーツに親しむことができるよう、令和2年5月25日付けで「別府市運動・スポーツガイドライン」を策定しました。

この度、大分県が新型コロナウイルス感染症の感染状況を示す4段階の基準を「ステージ2」へと引き上げたことから、本ガイドラインを以下のとおり見直しました。

つきましては、本ガイドラインの内容を施設管理者や利用者が共有することにより、三つの密を徹底的に避ける取組を別府市あげて推進し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新しい生活様式が確立されるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、本ガイドラインの内容や方策については、今後の知見の集積及び市内外の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがありますので御留意願います。

12月11日以降の見直し内容

項目		見直し内容
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 市営体育施設管理者は本ガイドラインに基づき運営する。 市営体育施設利用者は本ガイドライン及び中央競技団体等が示す制限事項等を遵守する。 大規模イベント等は開催しない。 ※市営体育施設での試合形式による利用については、慎重に検討すること。
中学校部活動		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン（令和2年12月11日改定）に基づき部活動を実施する。
屋外体育施設		<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインに基づき通常利用とする。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用するようにする。
屋内体育施設	べっふアリーナ、市民体育館、温水プール、ハイパフォーマンスジム別府、地区体育館及び野口ふれあい体育館・グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 利用する学校に通う児童生徒が所属する少年スポーツ団体及び部活動（社会体育）並びに一般市民等の利用は本ガイドラインに基づき慎重に検討すること。 ※ただし、学校の都合により施設を開放できない小中学校は除く。
	市立小中学校体育館・グラウンド及び夜間照明設備	

1 施設の管理者が行う感染防止策について

市営体育施設の再開時の感染防止策について、利用者が施設を安全に安心して利用できるよう、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

(1) 施設の予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ 利用中に大きな声で会話をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑦ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

(3) 利用者への要求事項

1) 体調の確認

施設管理者は、利用当日に、利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めることが必要です（別添様式1（例）参照）。なお、利用者が団体の場合は、代表者に参加者全員の

情報を取りまとめて保管してもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらうことが考えられます（別添様式2（例）参照）。また、その際、体温や利用前2週間の体調等については、入場の際に体温計で確認したり、口頭で確認したりする方法とすることも考えられます。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② 利用当日の体温
- ③ 利用前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

施設管理者は、利用者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの（※）とするものの、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知することに配慮すること。

3) 施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

（4）施設管理者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

施設管理者は、利用者が施設を利用している間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。
（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）。
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩スペース

更衣室や休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

施設管理者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をす

るための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 更衣室・休憩スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。また、休憩スペースでは、対面で食事や会話をしないようにすること。
- ② 更衣室・休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 更衣室内・休憩スペースで複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。
- ⑤ スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

施設管理者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）。

4) スポーツ用具の管理

施設管理者は、スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知するなど、配慮して準備することが求められます。やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒することが求められます。特に、利用者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒することが重要です。

5) 運動・スポーツを行う施設の環境

① 換気

運動・スポーツを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが必要です。このことを施設管理者が適切に行うとともに、利用者に周知を行うことが必要です。

② 施設の維持管理

施設管理者は、体育館の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりするなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底することが必要です。

なお、体育館のフローリング床の日常清掃においては、水拭きは床板の劣化につながるた

め行うべきではなく、乾拭きが基本となります。ただ、汗等で汚れている箇所がある場合は、固く絞ったモップ・雑巾で拭いた後、きちんと乾燥させるという方法が考えられます。その際、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能ですが、使用後にきちんと拭き取ることが必要です。現時点でワックスが使用されている床の場合、アルコールは、床を白濁させるおそれがあるため、部分的に試してから使用することが考えられます。

また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要です。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにする必要があります。

③ その他留意点

プールにおいては、水を介した感染リスクは極めて低いと考えられていますが、例えば遊泳プールで密な状態（いわゆる芋洗い状態）で大勢が戯れている場合は、会話や接触による感染リスクが高まりますので、密な状態とならないようにする必要があります。なお、手洗い場所、更衣室、休憩スペース等において留意すべき点は、プールも同様です。

また、会話や接触による感染リスクは、プールに限らず体育館等の施設においてもありますので、同様の取組が必要です。

6) 施設の入口

施設管理者は、施設の入口に手指の消毒設備を設置するとともに、施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示等することが求められます。

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

8) 清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃することが求められます。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要です。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構いませんが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記5) ②のとおり適切に清掃・消毒することが求められます。

2 施設の利用者が行う感染防止策について

(1) 利用者が遵守すべき事項

①以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）

- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- ⑦ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑧ 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

（2）利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- ① 十分な距離の確保
 - ア 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - イ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - ウ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること
- （※）感染予防の観点からは、少なくとも2 mの距離を空けることが適当である。
- ② 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
 - ③ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
 - ④ タオル・ビブスの共用はしないこと
 - ⑤ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
 - ⑥ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

本ガイドラインの内容は、スポーツ庁が令和2年5月14日付けで発出した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考にしています。

様式 1 (例)

個人利用者体調等確認票

令和 2 年 月 日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の利用にあたり下記事項についてご回答願います。

記

氏名 (年齢) _____ (_____ 歳)

住 所 _____

電話番号 _____

当日体温 _____ °C

【確認事項】

利用前 2 週間における以下の事項の有無を確認してください。

- 平熱を超える発熱
- 咳 (せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- だるさ (倦怠 (けんたい) 感)、息苦しさ (呼吸困難)
- 嗅覚や味覚の異常
- 体が重く感じる、疲れやすい等
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※記載していただいた個人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止以外の目的には使用いたしません。また、取得した個人情報は紛失や漏洩など発生しないよう安全対策を実施いたします。

様式 2 (例)

団体利用者体調等確認票

令和 2 年 月 日

団体名 _____

代表者 _____

連絡先 _____

No.	氏名	年齢	住所	電話	体温	確認
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

【確認】 利用前 2 週間における以下の事項の有無を確認してください。

- ア 平熱を超える発熱
- イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- エ 嗅覚や味覚の異常
- オ 体が重く感じる、疲れやすい等
- カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※記載していただいた個人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止以外の目的には使用いたしません。また、取得した個人情報は紛失や漏洩など発生しないよう安全対策を実施いたします。